

Check



つなぎ融資制度があります！

自然災害等で大幅な収入減少が見込まれる場合は、保険金等の先払いとして、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

令和3年は162件、4億6,389万円のつなぎ融資の利用がありました。

ご利用
ください



Check



市町村による保険料助成があります！

保険料の一部助成措置を実施している市町村があります。助成措置の有無や助成の内容については、下記の連絡先へお問い合わせください。

NEW!

Check



インターネット申請による付加保険料の割引があります！

- 農林水産省が提供するインターネット申請サービスを利用して、ご自宅のパソコンなどから、収入保険の加入申請や、保険金請求などの手続きができます。
- インターネット申請を利用すると、付加保険料は2,200円割引されます。(新規加入は、4,500円割引)
- インターネット申請は、農業共済組合がサポートいたします。



お問い合わせは NOSAI まで！

■県北支所

TEL:0243-23-7777

福島出張所

TEL:024-544-2722

伊達連絡所

TEL:024-572-5733

相馬出張所

TEL:0244-23-6236

■中央支所

TEL:024-933-3307

田村出張所

TEL:0247-82-0249

双葉出張所

TEL:0240-22-4111

いわき出張所

TEL:0246-24-1166

■県南支所

TEL:0247-37-1003

白河出張所

TEL:0248-27-1121

棚倉連絡所

TEL:0247-33-2261

■会津支所

TEL:0241-23-5144

南会津連絡所

TEL:0241-62-5588

■本所

TEL:024-521-2730



自然災害や病虫害、鳥獣害
などで収量が下がった



市場価格が下がった



けがや病気で
収穫ができない



盗難や運搬中の
事故にあった



災害で
作付不能になった



取引先が倒産した



輸出したが
為替変動で大損した



倉庫が浸水して
売り物にならない

収入保険

収入金額の約1%の保険料で
様々なリスクから農業経営を守る！

収入保険は

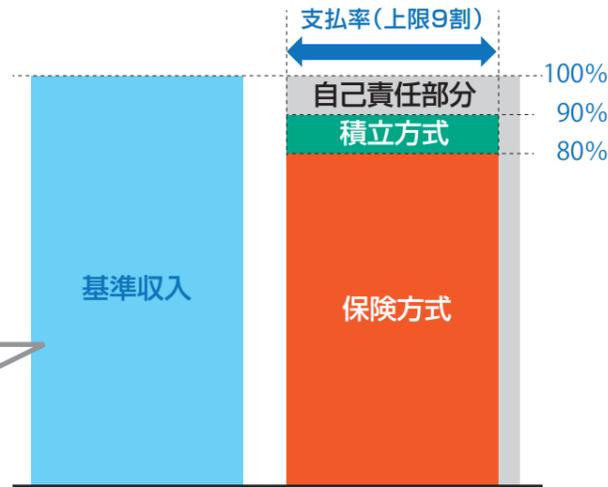
青色申告を行っている農業者を対象に農産物の販売収入全体を補償します。

肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除いた、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品(精米、もち、干し柿、乾しいたけ等)も含まれます。

収入保険の仕組み

収入保険は保険期間の販売収入が基準収入の90%を下回った場合に、下回った額の90%を補てんします。(最大補償の場合)

【収入保険のイメージ図(最大補償の場合)】



(注)5年以上の青色申告実績がある場合

基準収入の設定は

- 過去5年間の平均農業収入が基本です。
- 経営規模の状況など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

基本部分の **保険方式**、さらに特約の **積立方式** を加え **最大の補償に!**

保険方式 とは

- 収入保険の基本方式です。
- 基準収入の約1%の経費で加入できます!
- 保険金の受け取りがなければ翌年の保険料は下がります。
- 保険方式のみの加入も可能です。

補償割合 80%~50%の間で選択

支払率 90%~50%の間で選択
(10%刻み)

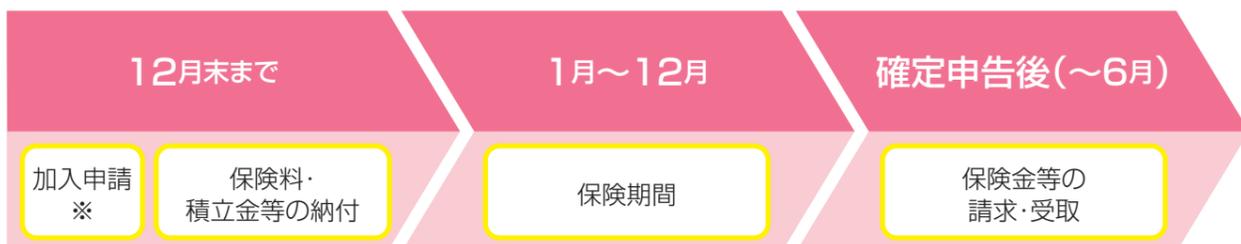
積立方式 とは

- 保険方式に加えることで補償がアップする特約(選択制)です。
- 積立金は補てん金の受け取りがなければ翌年契約に持ち越されます。

補償割合 10%・5%のいずれかを選択

支払率 90%~10%の間で選択
(10%刻み)

収入保険の全体スケジュール(個人の場合のイメージ)



※法人の場合、保険期間(事業年度の1年間)が開始する月の前月の末日まで(新規加入)。

保険料や受取保険金について

保険料は...

(例) 新規加入 青色申告実績5年以上 かつ 最大補償 の場合

基準収入	保険料等※1	積立金※2	合計
100万円	14,767円	22,500円	37,267円
1,000万円	107,172円	225,000円	332,172円
3,000万円	312,516円	675,000円	987,516円

※1令和5年1月以降保険期間開始の契約より適用されます。

※2解約時には全額返還されます(掛捨てではありません!)

- 保険料の50%、積立金の75%は国庫補助があります(上表は補助後の金額です)。
- 保険料・積立金は、最大9回までの分割払いが可能です。
- 自動継続特約を付加し、翌年も加入することで1,000円割引されます。

ここも注目!

受取保険金は...

(例) 基準収入が 1,000万円 の農業者の場合

収入が900万円を下回った際、下回った額の90%を補てん!

収入減少の程度 (保険期間の収入)	20%減少 (800万円)	50%減少 (500万円)	100%減少 (0万円)
受取額合計	90万円	360万円	810万円
保険金 (保険方式)	0万円	270万円	720万円
特約補てん金 (積立方式)	90万円	90万円	90万円
受取額を含めた 保険期間の収入	890万円	860万円	810万円

積み立てた最大4倍を補てん!



収入が大幅に減少しても基準収入の8割以上を確保できます!!